

彩の国  埼玉県



令和元年度

# 事務概要

埼玉県監査事務局

## 目 次

### 事務概要

監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌	1
1 監査等の種類と監査結果の区分	2
(1) 監査等の種類	2
(2) 監査結果の区分	3
2 監査等の概要	4
監査等の種類・内容・実施課所数等・監査結果等	4
3 監査の結果等	5
(1) 定期監査	5
(2) 特定事務監査（テーマ監査）	10
(3) 財政的援助団体等監査	13
(4) 決算審査	14
(5) 健全化判断比率等審査	19
(6) 住民監査請求監査	20
《資料編》	
令和元年度に公表又は提出した監査の結果等	21
1 定期監査	21
(1) 定期監査年度別実施課所数	21
(2) 監査の結果等	22
ア 令和元年度第1回	22
イ 令和元年度第2回	26
ウ 令和元年度第3回	27
エ 令和元年度第4回	32
2 財政的援助団体等監査	34
(1) 監査対象団体及び実施団体	34
3 住民監査請求	35
(1) 年度別処理状況（平成27年度以降分）	35
(2) 請求事案及び結果（平成27年度以降分）	35

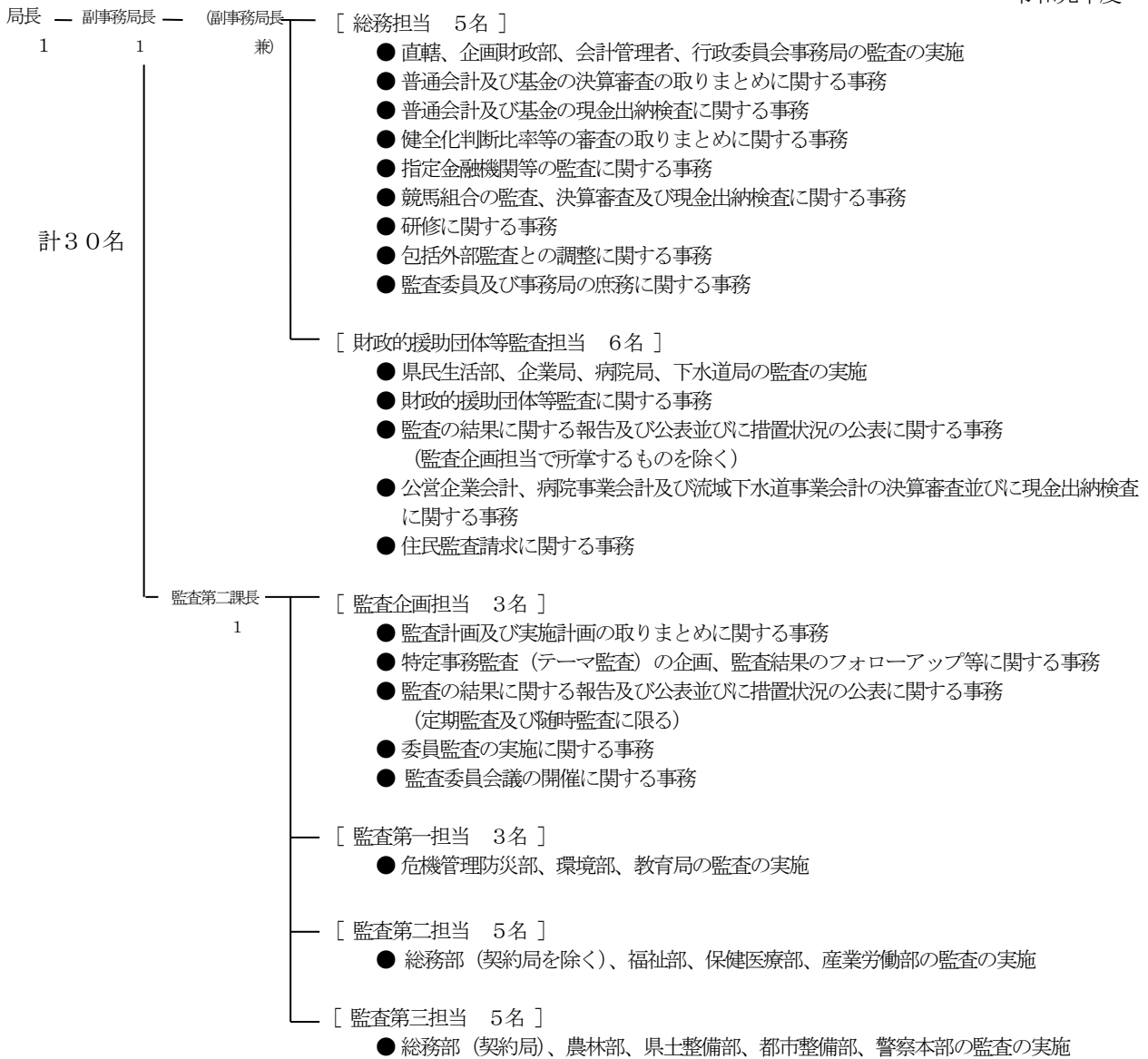
# 監 査 委 員

令和元年度

氏 名	区 分	備 考
山 本 光 紀	代 表 監 査 委 員 常 識 見 選 出	税 理 士 H29. 7. 11～R3. 7. 10
佐 野 勝 正	監 査 委 員 非 常 識 見 選 出	公 認 会 計 士 H28. 3. 27～R2. 3. 26
高 橋 政 雄	監 査 委 員 非 常 識 員 選 出	R1. 5. 24～R2. 3. 27
新 井 一 徳	監 査 委 員 非 常 識 員 選 出	R1. 5. 24～R2. 3. 27

## 監査事務局の組織及び事務分掌

令和元年度



# 1 監査等の種類と監査結果の区分

## (1) 監査等の種類

監査委員が実施する監査等の種類は、地方自治法等に定められています。

監査の種類	根拠法律	監査の時期
1 定期監査	法第199条第1項、第4項	毎年度1回以上
2 行政監査	法第199条第2項	必要と認めるとき
3 随時監査	法第199条第5項	
4 財政的援助団体等監査	法第199条第7項	
5 請求・要求に基づく監査		
①直接請求に基づく監査	法第75条第3項	
②議会からの請求に基づく監査	法第98条第2項	
③知事からの要求に基づく監査	法第199条第6項	必要と認めるとき
④住民からの請求による監査	法第242条第4項、第5項	
⑤職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2第3項	
6 決算審査	法第233条第2項 企業法第30条第2項	
7 健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項 同法第22条第1項	毎年度1回
8 基金運用状況審査	法第241条第5項	毎年度1回
9 現金出納検査	法第235条の2第1項	毎月
10 指定金融機関等の監査	法第235条の2第2項 企業法第27条の2第1項	必要と認めるとき

※ 法 ……地方自治法

企業法 ……地方公営企業法

健全化法 ……地方公共団体の財政の健全化に関する法律

## (2) 監査結果の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、次のように区分して公表しています。

区 分	適 用 基 準
指 摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの
注 意	事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの
意 見	次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの 1 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの 2 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

※ 指摘・注意は、地方自治法第199条第9項に基づく監査の結果に関する報告  
意見は、同条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するもの

## 2 監査等の概要（令和元年度実施分）

令和元年度に実施した監査等は、次のとおりです。

監査等の種類	内 容	実施課所数等	監査結果等
定期監査	<p>事務の執行が最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性、有効性の視点に加え、予算や法令に従って適正になされているかという合规性、正確性の視点から監査を実施しました。</p> <p>令和元年度は、「財務事務の適正化（委託契約事務、資金前渡及び現金管理（歳入歳出外現金含む）」、「財務事務処理における内部統制の課題の把握」を重点監査項目としました。</p>	5 8 1 課所	指摘 5 件 注意 1 8 件
特定事務監査 （テーマ監査）	<p>本庁、地域機関、団体等を通じた課題や複数部局にまたがる課題に的を絞って実施しました。</p> <p>・県立博物館、美術館に求められる役割について</p>	委員監査 5 課	意見 1 件
財政的援助団体 等監査	<p>資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の指定管理者及び県が補助金等の財政的援助を与えている団体に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。</p>	4 2 団体 4 5 箇所	指摘 なし 注意 1 件
住民監査請求監査	<p>執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為等について、県民から監査を求められたものについて、監査を行う。</p>	0 件	
決算審査 （平成 30 年度決算）	<p>一般会計、特別会計及び公営企業会計決算について、決算書等及び関係諸帳簿・証拠書類等を照合審査しました。</p>	一般会計 14 特別会計 5 公営企業会計	知事へ審査意見書を提出
健全化判断比率 等審査 （平成 30 年度決算）	<p>健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。</p>	一般会計等 5 公営企業会計	同上
基金運用状況 審査 （平成 30 年度決算）	<p>運用が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されているか審査しました。</p>	2 基金	同上
現金出納検査	<p>県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。</p>	一般会計 14 特別会計 5 公営企業会計	検査結果を知事と議会へ毎月提出
議会からの意見 照会	<p>知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例ほか1条例に係る議会からの意見照会について回答しました。</p>	2 条例	いずれも異議ない旨議会へ回答

### 3 監査の結果等（令和元年度公表・提出分）

#### （1）定期監査

##### ア 公表回別結果一覧

監査の結果に関する報告は、概ね年4回関係機関に提出するとともに公表しています。  
令和元年度の監査結果は、次のとおり提出及び公表をしました。

区 分 (提出日・公表日)	対象機関	監査実施期間	監査結果
令和元年度 第1回公表 (提出日 元年 9月24日) (公表日 元年10月 4日)	191機関 (本庁各課)	31年 4月15日 ～ 元年 8月 9日	指摘 3 注意 10 意見 なし
令和元年度 第2回公表 (提出日 元年12月 3日) (公表日 元年12月13日)	29機関 (地域機関)	元年 8月19日 ～ 10月18日	指摘 なし 注意 1 意見 なし
令和元年度 第3回公表 (提出日 2年 2月21日) (公表日 2年 3月 6日)	292機関 (地域機関)	元年10月19日 ～ 2年 1月20日	指摘 1 注意 7 意見 なし
令和元年度 第4回公表 (提出日 2年 6月16日) (公表日 2年 6月26日)	69機関 (地域機関)	2年 1月21日 ～ 2年 2月 4日	指摘 1 注意 なし 意見 なし

##### イ 分野別・性質別結果一覧

令和元年度に実施した監査結果の指摘、注意の内容は次のとおりです。

区 分	指 摘	注 意	計
分 野 別	収入	1	1
	支出		5
	調達手続	2	5
	契約内容	2	8
	財産		
	業務運営		
	その他		
計	5	18	23
性 質 別	管理の不備	3	4
	運用の不備	2	11
	不注意		3
	不経済		
	非効率		
計	5	18	23

## ウ 事例

### (ア) 指摘

<b>収入・管理の不備（令和元年10月4日公表）</b>
・現金領収した複数の納税証紙売りさばき代金について、金融機関への払込みが長期にわたり遅延していた。（税務課）
<b>調達手続・管理の不備（令和元年10月4日公表）</b>
・駐車場改修工事の発注に当たり、完了検査前の設計図書を入札公告に使用した。（共助社会づくり課）
<b>契約内容・運用の不備（令和元年10月4日公表）</b>
・委託契約の内容が条例で定める要件に該当しないにもかかわらず、長期継続契約としていた。また、契約書に翌年度以降予算に減額又は削除があった場合契約を解除する旨の特約を定めていなかった。（国保医療課）
<b>調達手続・管理の不備（令和2年3月6日公表）</b>
・複合機の複写サービス単価契約について、入札公告で示した契約条件を合理的理由がないにもかかわらず変更した。変更契約書を作成すべきところ作成せず、また、書面による決裁手続を経ることなく原契約書の加除修正により処理した。（飯能県土整備事務所）
<b>契約内容・運用の不備（令和2年6月26日公表）</b>
・業務委託契約について、業務完了報告書の速やかな提出を求めず、完了検査が履行日から2か月以上遅延した。（鷺宮高等学校）
<b>(イ) 注意</b>
<b>支出・管理の不備（令和元年10月4日公表）</b>
・資金前渡による電話料金支払のうち3件について、現金出納簿に整理すべきところ整理していなかった。（財政課）
<b>契約内容・運用の不備（令和元年10月4日公表）</b>
・機器等の賃貸借等に係る2つの契約について、期間が複数年にわたらない1年以内であるにもかかわらず、長期継続契約としていた。（情報システム課）
<b>支出・不注意（令和元年10月4日公表）</b>
・補助金の当初交付決定額の変更を承認するに当たり、支出負担行為の変更を行わなかった。（文化振興課）
<b>支出・管理の不備（令和元年10月4日公表）</b>
・非常勤職員社会保険料支払に関する資金前渡金について、残金がない場合の精算手続を平成30年度全ての月で行っていなかった。（危機管理課）



**調達手続・運用の不備（令和元年10月4日公表）**

・業務委託契約について、予定価格が50万円以上にもかかわらず予定価格調書を作成していなかった。（水環境課）

**契約内容・運用の不備（令和元年10月4日公表）**

・長期継続契約として締結した施設建屋賃貸借契約について、契約書に翌年度以降予算に減額又は削除があった場合契約を解除する旨の特約を定めていなかった。（産業廃棄物指導課）

**契約内容・運用の不備（令和元年10月4日公表）**

・業務委託契約2件について、委託料の支払を概算払としていたところ、契約終了日までに業務完了検査及び精算手続を行わなかった。（障害者支援課）

**契約内容・運用の不備（令和元年10月4日公表）**

・業務委託契約における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかった。（営繕課）

**調達手続・不注意（令和元年10月4日公表）**

・賃貸借契約の変更契約について、支出負担行為の決裁区分が部長のところ課長が決裁していた。（施設課）

**契約内容・運用の不備（令和元年10月4日公表）**

・耐震性貯水槽設置工事について、掘削した土砂の搬出・処分状況を確認せず工事完了検査を合格としていた。（施設課）

**調達手続・運用の不備（令和元年12月13日公表）**

・灯油単価契約について、競争入札により事業者を決定し契約すべきところ、随意契約としていた。（朝霞西高等学校）

**調達手続・運用の不備（令和2年3月6日公表）**

・備品購入について、予定価格が50万円以上にもかかわらず予定価格調書を作成していなかった。（大里農林振興センター）

**契約内容・管理の不備（令和2年3月6日公表）**

・施設の設置及び維持管理の協定について、検査の実施にあたり検査員を指定していなかった。また検査調書を作成しなければならないにもかかわらず作成していなかった。（営繕・公園事務所）

**契約内容・運用の不備（令和2年3月6日公表）**

・受注者から提出のあった再委託の協議書に相手先及び契約期間が未記載だったにもかかわらず再委託を承諾した。また原契約の履行期限を超えて再委託をしていた。（水道整備事務所）

**契約内容・運用の不備（令和2年3月6日公表）**

・委託契約について、個人情報の取扱いに関する誓約書の写しを発注者に提出させていなかった。（精神医療センター）

**支出・不注意（令和2年3月6日公表）**

・同一の請求に対し2度の支払を行っていた。また1度目の支払について、決裁区分が所長のところ副所長が決裁していた。（荒川右岸下水道事務所）

**調達手続・運用の不備（令和2年3月6日公表）**

・電子複写機の複写サービス単価契約について、競争入札により事業者を決定し契約すべきところ、随意契約としていた。（近代美術館）

**支出・管理の不備（令和2年3月6日公表）**

・報酬について、支給額を誤って算定し、過払していた。（上尾かしの木特別支援学校）

## エ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

監査実施	監査結果			改善措置状況		備考
	指摘	注意	計	措置済	未措置	
元年度	5	18	23	13	10（指摘2、注意8）	未措置のうち8件は令和2年6月に措置済
30年度	4	12	16	16	—	
29年度	2	9	11	11	—	

## オ 主な事例

### (ア) 指摘

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
総務部 税務課	平成30年度に現金領収した納税証紙の売りさばき代金について、収納した当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないところ、複数の売りさばき代金の払込みが、長期にわたり遅延していたことは不適切であった。 (令和元年10月4日・第44号)	再発防止のため、払込みの確認など組織的な管理を徹底することとした。 具体的には、担当者の不在時も含めて財務規則で定められている期間内に払込ができるよう現金取扱手順を定めるとともに、所属内で納税証紙の売りさばきに係る説明会を実施し、適正な証紙の売りさばき・現金取扱の徹底を図った。 (令和元年12月13日・第64号)

対象機関	監査の結果(監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置(措置の公表日・県報の号数)
保健医療部 国保医療課	<p>平成 30 年度に長期継続契約で締結した「国保データベース (KDB) システムハードウェア保守業務委託」について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 委託契約の内容が、埼玉県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に規定する要件に該当しないにもかかわらず、長期継続契約として締結した。</p> <p>2 長期継続契約の契約書に、翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、契約を解除する旨の特約が定められていなかった。</p> <p>(令和元年 10 月 4 日・第 44 号)</p>	<p>再発防止に向けて以下の取組を行った。</p> <p>1 変更契約における見直し 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う令和元年 10 月 1 日付け変更契約において、契約における仕様書を一部見直すとともに、長期継続契約における契約解除の特約について規定した。</p> <p>2 再発防止対策 長期継続契約の締結を適切に行うため、契約内容及びその必要性について、事務担当者、経理員、決裁ルートの職員等複数の者が確認し、課として慎重に検討・判断する。特に今回、契約内容の特殊性による契約仕様の理解不足が不適切な契約につながった要因の一つと考えられることから、仕様書の作成に当たっては契約内容を十分理解した上で整備することとする。 さらに、契約金額にかかわらず、長期継続契約を締結する際には、事前に入札課へ相談を行うこととする。</p> <p>3 職員への周知徹底 国保医療課では、所属全職員に対し、指摘に至った経緯、誤りの内容、原因について周知するとともに、長期継続契約に係る条例及び依命通達の運用における留意点について改めて確認し、適正な長期継続契約事務の実施について徹底を図った。 併せて、保健医療部内の全課所に対しても、事例の周知と同様な誤りがないよう注意喚起を行った。</p> <p>(令和 2 年 3 月 6 日・第 86 号)</p>

## (2) 特定事務監査(テーマ監査)

### ア テーマ「県立博物館、美術館に求められる役割について」

#### (ア) 監査の視点

文化財保護法改正の趣旨を踏まえ、利用者目線での文化財の保存及び活用に加えて市町村や地域との連携について監査を実施した。

主な視点としては「資料(作品)の収集・保存」、「展示など収蔵資料(作品)の活用」、「利用者を増やすための取組」、「地域資源を活用した地域連携への取組」である。

監査対象機関は、県立博物館及び美術館のうち直接運営している教育局の施設で利用者数の多い4つの博物館と近代美術館の5機関を対象とした。

なお、監査実施に当たっては、対象機関のほか文化財保護及び博物館を所管する文化資源課の職員も同席の上、監査を実施した。

(イ) 監査の対象機関 5 機関

所管部局	機関名
教育局	歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館

(ウ) 委員監査実施日

令和2年1月24日

(エ) 意見

1 各館に共通する意見（歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館）

- ・展示に当たっては来館者がより一層楽しめる内容とするよう、新たな発想や遊び心を持って企画に取り組んでいただきたい。
- ・施設の運営評価については、より多くの人々の声を聴くことが館の理想的な運営につながるため、地域のさまざまな分野の方を入れて、利用者目線での意見やアイデアをより多く取り入れながら運営に取り組んでいただきたい。
- ・貴重な文化財の保存・活用に向けて、地震、火災、台風や都市水害などの災害に加え、盗難や損傷などの被害から文化財を守るための対策を常に検討していただきたい。
- ・施設の名称について、県民との距離を縮めるためにも親しみやすい愛称を検討していただきたい。
- ・文化財の総合的な保存・活用に地域ぐるみで取り組むため、学芸員をはじめとする職員には館内だけでなく市町村への館外での支援活動などを一層充実していただきたい。

2 個別意見

歴史と民俗の博物館

- ・個人が所有し埋もれている価値の高い資料も発掘し、より多くの県民に見ていただけるよう、情報のアンテナを高くして資料の収集に努めていただきたい。

さきたま史跡の博物館

- ・歴史を肌で感じ誰もが楽しめる博物館とするため、古墳周辺の人々のくらしやなぜ古墳が作られたのかななどをより詳しく説明する取組や、さきたま古墳公園の散策と展示の見学をセットにしたイベントの実施などに取り組んでいただきたい。

嵐山史跡の博物館

- ・城の戦略的意義や重要性、出土品がどのように使われていたかななどを詳しく説明する展示の見せ方を工夫するとともに、サブカルチャー的な面からの取組も強化して、歴史女子など幅広い層を呼び込む取組を行っていただきたい。

近代美術館

- ・収蔵スペースが手狭であるため収納環境を整えるとともに、なるべく多くの収蔵作品を公開していただきたい。

- ・ 広くアイデアやヒントを募りながら、美術館に興味のない方にも興味を持ってもらえる工夫や、北浦和公園を最大限活用した取組を検討して、芸術を通じた地域の活性化と利用者数増加に取り組んでいただきたい。

#### 自然の博物館

- ・ 長瀬から上長瀬にかけて、地元長瀬町とも協力をしながら博物館へ誘導するような仕掛けや、展示にストーリー性を持たせる工夫を検討していただきたい。
- ・ 学校に対する広報については、アピールする点を明確にして広報していただくとともに、出前授業などの取組を県内全域へ拡大していただきたい。

### (3) 財政的援助団体等監査

出資団体13団体、指定管理者13団体16施設及び補助金等交付団体16団体、計45箇所を監査しました。

#### ア 監査結果

(ア) 注意1件

(令和2年6月26日公表)
下記の事務について、不適切であった
1 平成30年度の埼玉県物産ブランド確立支援事業補助金における「DMO戦略策定に関する調査・分析等業務委託契約」に関して、見積書の記載金額と異なる金額で契約書を締結した。 (一般社団法人埼玉県物産観光協会)

#### イ 監査結果に対する措置状況

監査実施	監査結果			平成30年度末 未措置	令和元年度措置状況		備考
	指摘	注意	計		措置済	未措置	
令和元年度	0	1	1	—	—	—	
平成30年度	0	2	2	2	2	0	
平成29年度	0	0	0	—	—	—	

#### (4) 決算審査

平成30年度の決算審査意見書の概要は次のとおりです。

##### ア 平成30年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）

###### (ア) 審査の期間

令和元年8月7日～令和元年9月12日

###### (イ) 審査意見

決算書及び関係書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

予算の執行等に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

###### (ウ) 留意又は改善を要する事項

###### ① 本県の財政の状況

平成30年度の一般会計の決算額は、歳入1兆8,168億余円、歳出1兆8,079億余円で歳入歳出ともに前年度に比べ減少したが、歳入は過去5番目、歳出は過去4番目に大きい規模である。財政指標である実質公債費比率は11.4%、経常収支比率は96.5%でそれぞれ0.3ポイント改善した。

自主財源は4年連続して6割を維持したが、歳入全体の4割超を占める県税収入は7,685億余円で7年振りに減少した。納税率は98.2%と8年連続で上昇した。

###### ② 県税収入の確保

県税の収入未済額は121億余円で前年度比27億余円減少し、この4年間で129億余円圧縮した。収入未済額の9割弱を占める個人県民税については、令和元年10月に予定されている地方税共通納税システムの導入が特別徴収割合向上の絶好の機会であることから、市町村等と協力して取組を強化されたい。徴収については、大規模市を中心にさらに効果的な支援を行うとともに、県が地方税法第48条に基づく直接徴収などの直接関与を行い納税率の向上を図られたい。また、今後は市町村が自立して徴収対策に取り組むことができるような支援の強化にも努められたい。個人県民税以外の県税については、県税事務所の各部門が一体となって早期に滞納整理に着手するとともに、滞納抑止効果を生む側面もある滞納処分の強化に引き続き積極的に取り組まれたい。

###### ③ 持続可能な財政運営のために

県債発行額は、2,285億余円で前年度に比べ238億余円減少し、臨時財政対策債・減収補填債を含めた県債残高も3兆8,216億余円で前年度に比べ23億余円減少した。県民一人当たりの県債残高は約51万8,000円である。県で発行をコントロールできる県債残高は16年連続で減少した。今後も持続可能な財政運営に向けて、県債の発行と残高の適正な管理に努められたい。また、臨時財政対策債については、関係自治体と連携し国に対して廃止を引き続き働きかけていく必要がある。

財政調整のための基金は、平成22年度から27年度まで900億円台を維持していたが、平成29年度末には700億円台となり30年度末も753億余円にとどまった。



財政調整 3 基金は、予算編成上重要な役割を持つため引き続き残高の維持に努められたい。

④ 特別会計の適正な管理について

平成 30 年度に新設された国民健康保険事業特別会計については、県内市町村国保会計の健全化という設置目的を十分考慮しつつ必要以上に黒字幅や繰越金を確保することのないようバランスよく運営するとともに、国保財政運営の責任主体として、市町村に対し適切な指導助言を行うなど積極的な役割を果たし、市町村国保会計の赤字解消に向けて実効性のある支援をされたい。

⑤ スマート社会の実現に向けて

A I 等先進技術の活用による県庁のスマート化を推進し、働き方改革や中堅職員の比率が低いなど年齢構成に伴う諸課題の解消に努められたい。A I 等先進技術の活用にあたっては、県民サービスの向上や産業分野への支援なども含め、セキュリティやプライバシーに配慮しつつ、行政課題に対応するツールとして効果的に使いこなすことが重要である。また、A I 等を活用できる業務は自治体組織を超えて共通のものが多いため、他の自治体と連携して広域的に取り組まれたい。さらに、県内産業の発展のためにも A I 等先進技術の活用の支援に加え、人材育成の支援の充実も図られたい。

イ 平成 30 年度公営企業会計決算（5 会計）

(ア) 審査の期間

令和元年 8 月 7 日～令和元年 9 月 12 日

(イ) 審査意見

決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、事業の運営及び予算の執行にあたっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

(ウ) 留意又は改善を要する事項

【地域整備事業会計】

県産業労働部調査（平成 31 年 2 月現在）によると、本県への企業進出については、317ha の企業ニーズがある。一方、供給の主力である企業局の新規分譲の産業団地は販売すれば即完売となるため、産業団地のストックは慢性的に不足している状況である。

本県の強みは首都圏に位置し、東京都心と近接していること、6 本の新幹線と 6 本の高速道路が交差する交通の要衝に位置することなど他県にはない優れた立地環境にある。地域別の立地状況では、県北、圏央道、県南の 3 区分のうち、圏央道地域への立地が 580 件と全体の半数以上を占めており、企業のニーズが引き続き高い地域である。

一方、北関東 3 県はコスト面での優位性をもとに企業誘致に積極的に取り組んでおり、県北地域の産業団地整備の競争は年々厳しさを増していることから、県内企業の他県への流出を防いでいくとともに、魅力ある産業団地を整備していくことが課題である。

本県に対する旺盛な企業の立地ニーズに対応していくためには、迅速な産業団地の開発ときめ細やかな企業支援が必要である。併せて、県北地域の産業団地の整備を進め、産業団地の開発による経済効果を全県的に浸透させていく必要がある。

県では計画的に産業団地を創出していくため、第3次田園都市産業ゾーン基本方針を平成29年4月に策定し、企業局による産業団地の開発や市町村の産業基盤づくりを支援することなどを定めており、特に圏央道以北地域については重点支援を実施することとしている。

これを受けて、企業局としては最大200haの産業団地の整備を目指すとともに、企業ニーズに合わせたエントリー&オーダーメイド方式や既存インフラ活用による整備コストの縮減などを引き続き実施していく方向である。

エントリー&オーダーメイド方式については多様な企業ニーズに柔軟に対応できるように不断に見直しを行い、産業団地の付加価値を高めていくことが必要である。

今後、200haの産業団地の整備を着実にを行うとともに、オリンピック後の経済状況が不透明であり、売却できない土地を抱えるリスクもあることから、産業団地の整備に向けて投資を判断する際は、経済情勢を見極めながら慎重に対応されたい。

#### 【病院事業会計】

埼玉県立病院経営改善アクションプラン（平成30～32年度）に掲げられた主な業績評価指標について、県立4病院の平成30年度の実績値を見ると、病床利用率が同年度の目標に達したのは精神医療センターのみであり、がんセンター、小児医療センターは29年度の実績を下回った。

医業収支比率は全体で74.7%と29年度比で1.1ポイント改善し、4病院でアクションプランの目標を達成した。

経常収支比率についても全体で97.2%と29年度比で7.2ポイント改善し、4病院でアクションプランの目標を達成した。

当年度純損益額は4病院全体では約18億27百万円のマイナス（マイナスは平成25年度から6年連続）であるが、29年度に比べ約37億1百万円改善した。年度末の資金（現金預金）残高は110億40百万円と29年度比で約30億34百万円増加している。

また、企業債については、小児医療センター新病院建設関係などが5年間の据置期間を経過し償還が始まったことから、今後、償還金の増加が見込まれる。

4病院の医業収益は、入院収益としては手術件数の増加による入院単価の増などにより、また、外来収益としては循環器・呼吸器病センターでの腎・透析センターの本格稼働による患者数の増などにより、400億円を超えて過去最高となったが、3病院の病床利用率が目標を達成できていないなど課題が残されている。

さらに、2年後の地方独立行政法人化へ向けては、収支が均衡した安定的な経営への

改善が求められている。

そのためには、病床利用率をはじめとした県立病院経営改善アクションプラン（平成30～32年度）の個々の目標達成だけではなく、例えば病床利用率と密接にかかわるDPC※の効率的な運用を図るなど、病院経営全体で整合性が取れた形で目標が達成される必要がある。また、地方独立行政法人化の準備を進める中で、残された課題の解決を着実に進めていくことが求められている。

特に、地方独立行政法人化に当たっては、高度医療を支える医師・看護師等の確保が重要な課題でもあるので、十分留意して取り組む必要がある。

※DPC（診療報酬の包括評価制度）

急性期の入院医療を対象に診療内容に応じて、一部を入院日ごとに定額（日額）で算定するもの

#### 【流域下水道事業会計】

平成31年1月に下水道局は、流域下水道事業における今後の事業運営目標と施設設備の更新計画として、「経営マネジメント目標」及び「ストックマネジメント計画」を策定し、建設改良事業における今後の投資目標を、年間200億円程度に平準化した。

一方、流域下水道は市町村の公共下水道が接続し、24時間365日稼働している施設の特異性から、改築工事は汚水の少ない時期に限定されるなど時間的な制約を受けている。その結果、企業局の工業用水道事業や水道用水供給事業と比較しても、予算の翌年度への繰越率が非常に高いことが課題となっている。

下水道局では、平成28年度の繰越率が92%を超えた事態を受け、29年度に繰越率の削減目標を定めるとともに様々な対策を講じたところ、同年度の繰越率が73%となり、効果が表れてきたところである。それでも、30年度決算における繰越率は50%、繰越額は97億円となっており、単純計算でストックマネジメント計画で定めた投資目標（年間200億円）の半分に相当する予算を翌年度に繰り越している状況である。

加えて、令和元年度当初予算では、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を受け、建設改良費予算が前年度比で約28億円増額されて255億円を超えたため、同年度の繰越率削減目標である40%の達成が懸念される状況である。

予算の繰越の解消を進めることは、すなわち、施設の老朽化対策工事や耐震化工事が早期に完了して流域下水道の処理機能の強化につながり、災害発生時における県民の公衆衛生の確保に資する重要な事項である。

下水道局においては、下水道事務所と工事進捗に関する情報の共有を図るとともに、設計のストックと工事の前倒し執行により適切な進行管理を行い、繰越の削減に取り組んでいる。

予算の繰越の解消に向け、事業執行のマネジメントの強化や日本下水道事業団等の技術力の活用等による更なる抜本的な対策を検討していく必要がある。

## (5) 健全化判断比率等審査

平成30年度決算に基づく健全化判断比率等について審査した結果の概要は次のとおりです。

### ア 健全化判断比率

#### (ア) 審査の期間

令和元年8月7日～令和元年9月12日

#### (イ) 審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

#### 【参考】

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	黒字	黒字	3.75%未満
②連結実質赤字比率	黒字	黒字	8.75%未満
③実質公債費比率	11.4%	11.7%	25%未満
④将来負担比率	187.9%	191.0%	400%未満

・実質公債費比率の全国平均は、10.9%（埼玉県は比率が低い順で全国21位）

・将来負担比率の全国平均は、173.6%（埼玉県は比率が低い順で全国23位）

#### (ウ) 審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率、将来負担比率は昨年度と比較すると低下している。引き続き、健全な財政運営に努められたい。

#### 【参考】

##### ○ 健全化判断比率

###### ・実質赤字比率

一般会計等に生じている赤字額の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

###### ・連結実質赤字比率

全会計（下水道など公営企業も含む）に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

###### ・実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

###### ・将来負担比率

借入金（地方債）や県が将来支払う可能性のある負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

## イ 資金不足比率

### (ア) 審査の期間

令和元年8月7日～令和元年9月12日

### (イ) 審査結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

#### 【参考】

審査対象の会計	平成30年度	平成29年度
病院事業会計	資金不足なし	資金不足なし
工業用水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし
水道用水供給事業会計	資金不足なし	資金不足なし
地域整備事業会計	資金不足なし	資金不足なし
流域下水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし

### (ウ) 審査意見

いずれの会計についても資金剰余となっているが、今後も資金不足が生じないよう、健全経営に努められたい。

#### 【参考】

##### ○ 資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

※ 資金不足額：一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額  
事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

## (6) 住民監査請求監査

令和元年度に監査結果を公表した住民監査請求は、ありませんでした。

# 《資 料 編》

## 令和元年度に公表又は提出した監査の結果等

### 1 定期監査

#### (1) 定期監査年度別実施課所数

年 度	監 査 課 所 (機 関)			実地監査 実施率(%)
	総 数	左 の 内 訳		
		委員による実地監査	委員による書面監査	
平成27年度	575	267	308	46
平成28年度	580	285	295	49
平成29年度	581	294	287	51
平成30年度	581	289	292	50
令和元年度	581	286	295	49

※平成29年度は病院局経営管理課に2回監査を実施しているが、機関数は1機関と数えている。



(2) 監査の結果等

ア 令和元年度第1回 提出(令和元年 9月24日)

公表(令和元年10月 4日)

(ア) 監査の対象機関 191機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報システム課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課、ラグビーワールドカップ2019大会課、オリンピック・パラリンピック課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、先端産業課、企業立地課、金融課、観光課、雇用労働課、シニア活躍推進課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務局(監査第一課、監査第二課)、人事委員会事務局(総務給与課、任

	用審査課)、労働委員会事務局(審査調整課)、採用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対策課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、オリンピック・パラリンピック対策課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(イ) 監査実施日

平成31年4月15日～令和元年8月9日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	税務課	平成30年度に現金領収した納税証紙の売りさばき代金について、収納した当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないところ、複数の売りさばき代金の払込みが、長期にわたり遅延していたことは不適切であった。
県民生活部	共助社会づくり課	平成30年度に締結した「県民活動総合センター駐車場バリアフリー改修工事設計業務委託」及び「同改修工事」に関して、設計業務委託に係る完了検査前の設計図書を使用して、同改修工事の入札公告を行ったことは不適切であった。
保健医療部	国保医療課	平成30年度に長期継続契約で締結した「国保データベース(KDB)システムハードウェア保守業務委託」について、次の点で不適切であった。 1 委託契約の内容が、埼玉県長期継続契約を締結

		<p>することができる契約を定める条例に規定する要件に該当しないにもかかわらず、長期継続契約として締結した。</p> <p>2 長期継続契約の契約書に、翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、契約を解除する旨の特約が定められていなかった。</p>
--	--	---

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	財政課	平成30年度の資金前渡による電話料金の支払のうち3件について、直ちに支払が完了しなかった場合には現金出納簿に整理すべきところ、整理していなかったことは不適切であった。
企画財政部	情報システム課	平成30年度に締結した「住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等の賃貸借等に係る契約」及び「住民基本台帳ネットワークシステム業務端末機器等の賃貸借等に係る契約」について、契約期間が複数年にわたらない1年以内であるにもかかわらず、長期継続契約としたことは不適切であった。
県民生活部	文化振興課	平成30年度の「オール埼玉で彩る文化プログラム公募事業」補助金について、当初交付決定額の変更を承認するに当たり、支出負担行為の変更を行わなかったことは不適切であった。
危機管理防災部	危機管理課	平成30年度の非常勤職員社会保険料支払に関する資金前渡金について、残金がない場合の精算手続を、全ての月において行っていないことは不適切であった。
環境部	水環境課	平成30年度に締結した「異常水質事故対応に係るAI（人工知能）等の先端技術の活用可能性調査業務委託」について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。
環境部	産業廃棄物指導課	平成30年度に長期継続契約として締結した「太陽光パネルリサイクル施設建屋賃貸借契約」について、契約書に、翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合に契約を解除する旨の特約を

		定めていなかったことは不適切であった。
福祉部	障害者支援課	平成 30 年度に締結した業務委託契約 2 件について、委託料の支払を概算払としていたところ、契約終了日までに業務完了検査及び精算手続を行わなかったことは不適切であった。
都市整備部	営繕課	平成 30 年度に締結した「越谷児童相談所事務室棟新築その他工事設計業務委託」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは不適切であった。
警察本部	施設課	平成 30 年度に締結した「通信指令課無停電電源装置賃貸借契約の変更契約」について、支出負担行為の決裁区分が部長のところ課長が決裁していたことは不適切であった。
警察本部	施設課	平成 30 年度に締結した「久喜警察署耐震性貯水槽設置工事」について、契約図書では耐震性貯水槽設置の際に掘削した土砂を署外に搬出して処分することとしていたが、土砂の搬出・処分状況を確認せず工事完了検査を合格としたことは不適切であった。

イ 令和元年度第2回

提出（令和元年12月3日）

公表（令和元年12月13日）

(ア) 監査の対象機関 29機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	県央地域振興センター
総務部	川口県税事務所、東松山県税事務所、越谷県税事務所
環境部	東松山環境管理事務所
福祉部	東部中央福祉事務所
保健医療部	春日部保健所、高等看護学院
農林部	寄居林業事務所
県土整備部	秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所
企業局	行田浄水場、水質管理センター
病院局	がんセンター、小児医療センター
教育局	西部教育事務所、東部教育事務所、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、大宮商業高等学校、小鹿野高等学校、川口東高等学校、草加西高等学校、三郷工業技術高等学校、吉川美南高等学校、秩父特別支援学校
警察本部	新座警察署、小鹿野警察署

(イ) 監査実施日

令和元年8月19日～令和元年10月18日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項 なし

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	朝霞西高等学校	平成30年度の「灯油単価契約」について、予定価格が160万円を超えた場合は競争入札により事業者を決定し契約すべきところ、随意契約としたことは不適切であった。

## (ア) 監査の対象機関 292機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、東部地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、上尾県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、中央児童相談所、南児童相談所、川越児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、草加児童相談所、埼玉学園
保健医療部	南部保健所、草加保健所、東松山保健所、加須保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門学校、川口高等技術専門学校、川越高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校秩父分校、春日部高等技術専門学校職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、農業技術研究センター、病虫害防除所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農業大学校、花と緑の振興センター、茶業研究所、水産研究所、農村整備計

	画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	川越建築安全センター、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター、営繕・公園事務所
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場、庄和浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水道整備事務所、水道整備事務所鴻巣支所
病院局	循環器・呼吸器病センター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	南部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和西高等学校、大宮高等学校、大宮光陵高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷西高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、草加高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢西高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、鳩山高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、富士見高等学校、ふじみ野

	<p>高等学校、不動岡高等学校、本庄高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、与野高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、上尾かしの木特別支援学校、入間わかかさ高等特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、越谷西特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、狭山特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、特別支援学校埴保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校毛呂山特別支援学校</p>
警察本部	<p>浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、川口警察署、武南警察署、草加警察署、上尾警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、飯能警察署、東松山警察署、秩父警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署</p>

(イ) 監査実施日

令和元年10月19日～令和2年1月20日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
県土整備部	飯能県土整備事務所	<p>平成29年度に一般競争入札により契約を締結した「広幅デジタル複合機の複写サービスに係る単価契約」について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約締結後間もなくして、入札公告で示した契約条件を、合理的理由がないにもかかわらず変更した。</li> <li>2 変更契約書を作成すべきところ作成せず、また、書面による決裁手続を経ることなく、原契約書の</li> </ol>



		該当数値を加除修正することにより処理をしていた。
--	--	--------------------------

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
農林部	大里農林振興センター	平成 30 年度に執行した「生物顕微鏡、卓上型 pH・電気伝導度測定器」の購入について、予定価格が 50 万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。
都市整備部	営繕・公園事務所	平成 30 年度に実施した「こども動物自然公園仮設小動物舎の設置及び維持管理に関する協定」について、次の点で不適切だった。 1 検査員を指定して検査を実施しなければならないにもかかわらず、検査員の指定をしていなかった。 2 検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかった。
企業局	水道整備事務所	平成 30 年度に締結した「30 水整第 158 号東松山第二幹線（北側）用地取得あっせん業務委託契約」について、次の点で不適切であった。 1 一部業務の再委託に当たり、受注者から提出のあった再委託の協議書に相手先及び契約期間が記載されていないにもかかわらず、承諾を行った。 2 原契約の履行期限を超えて再委託をしていた。
病院局	精神医療センター	平成 31 年度に締結した消防設備保守業務委託契約について、個人情報の取扱いに関する誓約書の写しを発注者に提出させていなかったことは不適切であった。
下水道局	荒川右岸下水道事務所	平成 30 年度の公用車タイヤ付替え手数料の支払について、次の点で不適切であった。 1 同一の請求に対して 2 度の支払を行っていた。 2 1 回目の支払について、決裁区分が所長のところ副所長が決裁していた。
教育局	近代美術館	令和元年度の「フルカラー電子複写機の複写サービスに係る単価契約」について、予定価格が 100 万円を超える場合は競争入札により事業者を決定し契約すべきところ、随意契約としたことは不適切であった。

教育局	上尾かしの木特別支援学校	平成 30 年度に支給した非常勤講師の報酬について、平成 31 年 1 月分及び 3 月分の支給額を誤って算定し、過払していたことは不適切であった。
-----	--------------	--

エ 令和元年度第4回

提出（令和2年 6月16日）

公表（令和2年 6月26日）

（ア） 監査の対象機関 69機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	南西部地域振興センター、利根地域振興センター
総務部	朝霞県税事務所
危機管理防災部	消防学校
福祉部	西部福祉事務所、越谷児童相談所
保健医療部	朝霞保健所、鴻巣保健所、坂戸保健所、狭山保健所、幸手保健所
農林部	川越農林振興センター、中央家畜保健衛生所
県土整備部	杉戸県土整備事務所
都市整備部	大宮公園事務所
教育局	さきたま史跡の博物館、上尾鷹の台高等学校、上尾橋高等学校、上尾南高等学校、入間向陽高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和東高等学校、大宮工業高等学校、小川高等学校、越生高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、誠和福祉高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、蓮田松韻高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、吹上秋桜高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、鷲宮高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、行田特別支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、蓮田特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	警察学校、蕨警察署、朝霞警察署、鴻巣警察署、西入間警察署、小川警察署、行田警察署、羽生警察署

（3） 監査実施日

令和2年1月21日～令和2年2月4日

（4） 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア)事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア)事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監 査 の 結 果
教育局	鷺宮高等学校	令和元年度の「浄化槽清掃業務委託契約」について、7月25日に実施した浄化槽清掃業務(全4回中1回目)の業務完了報告書の速やかな提出を求めず、完了検査が履行日から2か月以上遅れてしまったことは不適切であった。

イ 注意事項

該当なし

## 2 財政的援助団体等監査

### (1) 監査対象団体及び実施団体

県が資本金等の4分の1以上を出資している法人（出資団体）、公の施設の管理を委託している団体（指定管理者）及び補助金・交付金等の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）に対し、次の視点で監査している。

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 公の施設が適切に管理運営されているか
- ・ 補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。

監査実施団体	令和元年度
出資団体	13
補助金等交付団体	16
指定管理者 (施設数)	13 (16施設)
監査実施団体 計	42 (重複を除く実数は39)
監査実施箇所 計	45

#### ア 監査結果

##### (ア) 注意1件

(令和2年6月26日公表)

下記の事務について、不適切であった

- 1 平成30年度の埼玉県物産ブランド確立支援事業補助金における「DMO戦略策定に関する調査・分析等業務委託契約」に関して、見積書の記載金額と異なる金額で契約書を締結した。

(一般社団法人埼玉県物産観光協会)

### 3 住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条）。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

#### (1) 年度別処理状況（平成27年度以降分）

[年度は受付年月日により整理]

年 度	請求件数	結 果			取り下げ	備 考
		勸 告	棄 却	却 下		
平成27年度	1	—	—	1	—	
平成28年度	1	—	(*2) 1	—	—	(*2)一部却下 1
平成29年度	4	—	(*3) 2	2	—	(*3)一部却下 1
平成30年度	2	—	(*4) 1	1	—	(*4)一部却下 1
令和元年度	0	—	—	—	—	

#### (2) 請求事案及び結果（平成27年度以降分）

受付年月日	件 名	結 果	備 考
27. 6. 29	県道における車止めの撤去に関する件	27. 7. 16 却下	
28. 5. 25	平成27年4月執行の埼玉県議会議員の選挙における選挙公営条例違反に関する件	28. 7. 22 棄却 (一部却下)	
29. 8. 14	平成28年度の政務活動費に関する件	29. 10. 10 棄却 (一部却下)	
29. 10. 2	森林ボランティア育成事業補助金に関する件	29. 11. 16 却下	
30. 2. 13	政党機関紙の購読に係る支出等に関する件	30. 3. 15 却下	
30. 3. 28	平成25年度から平成28年度の政務活動費及び費用弁償に関する件	30. 6. 1 棄却	
30. 9. 13	準学校法人Aへの私立学校運営費補助金に関する件	30. 10. 11 却下	

31. 2. 6	旧本庄北高等学校の土地建物売買 契約に関する件	31. 3.14 棄却 (一部却下)	
----------	----------------------------	-----------------------	--



# 令和元年度 事務概要

編集・発行 埼玉県監査事務局

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048-830-6513

FAX 048-830-4940

E-mail [a6513@pref.saitama.lg.jp](mailto:a6513@pref.saitama.lg.jp)